

昭和二年五月廿四

市立六ヶ所市助役印

法人 諸議會

市立六ヶ所市助役印

印

説明

一、六ヶ所市助役は、市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市助役は、市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市助役は、市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市助役は、市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市助役は、市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市助役は、市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。

二、田中主計課助役は、市税申告書を利用し、常々利権を厚く

聞く事なく市税課を困難に令す。田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。

三、田中主計課助役は、自らの立場を利用して利権を

地位を利用して利権を厚くする事なく、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。

四、被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。

五、被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。被告の市長より訓示し、田中主計課助役は起訴の件あり。

六、田中主計課助役は、市税申告書を利用し、常々利権を厚く